

平成 30 年 7 月豪雨の被災状況と 復旧に向けた取組

国土交通省都市局都市安全課

本年6月28日から7月8日にかけて、前線や台風第7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、1府10県に大雨の特別警報が発表され、広範囲かつ長期の降雨により、甚大な被害が発生した。今回の「平成30年7月豪雨」の被害状況と復旧状況について、概況を報告する。

1. 被害の状況

平成30年7月豪雨による期間中の総雨量は、四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超え、7月の月降水量平年値の2から4倍となったほか、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方など多くの地点で観測史上1位となる大雨が観測された。

主な被害としては、岡山県、広島県、愛媛県を中心に、274河川で被害が発生し床上・床下浸水合計約3万6千戸、土砂災害が1,716件発生するなど、全国で死者数221名、全壊家屋6,093棟となり、豪雨災害としては死者数では平成最大の被害となった。発災後約1か月経た8月14日時点でも、避難者数が岡山県や広島県を中心に全国で2,737名となっている。

なお、国土交通省都市局所管関係では、都市公園について、233箇所で法面崩壊等の被害が報告されている。

政府においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害に指定する政令を7月23日閣議決定し、全国を対象とする「本激」として、公共土木施設災害復旧事業等の特例措置の適用を決定した。また、被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるため、関係省庁からなる平成30年7月豪雨被災者生活支援チームを設置し、8月2日に被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージ（生活・生業再建支援パッケージ）を取りまとめた。この支援パッケージでは、具体的には、まちなかの土砂等の迅速な撤去、住居が全壊した世帯等に対する被災者生活再建支援金の

支給、被災した中小企業の事業継続に向けたグループ補助金による最大4分の3補助や、個別の事業者に対しても幅広く支援する持続化補助金等の寄り添い型支援の創設、被災した農林漁業者の営農維持、さらには、観光業の風評被害に対して、宿泊料金の割引1人1泊当たり最大6,000円の支援などの緊急対策が盛り込まれた。これらの対策を直ちに実施する観点から、総額1,058億円の予備費が8月3日に閣議決定され、被災地の復旧・復興に向けて、取組が進められている。

（被害状況については、平成30年8月15日政府非常災害対策本部資料等に基づく。）

2. 市街地の復旧・復興に向けた対応

今回の災害における特徴的な市街地被害の一つとして、大量の土砂堆積が挙げられる。花崗岩が劣化したまき土が広範囲に分布する中国地方では、土砂が下流に大量に流れ、河積を阻害した結果、市街地に大量の土砂を伴う氾濫が発生するなどし、多くの市町村においてがれきとともに大量の土砂の堆積が生じた。市街地に堆積した土砂等の迅速な撤去を行うため、国土交通省においては、がれき撤去に活用可能な環境省所管の災害等廃棄物処理事業とも連携し、「堆積土砂排除事業」による市町村への支援を実施している。特に、広島県広島市、呉市、坂町等において、被害が大きかったところであり、市町村による土砂やがれきの撤去が進められている。

また、市街地の浸水被害、土砂災害等に加え、土砂災害のおそれのある危険地域に戻ることができない者もいるなど、地震災害からの復興とは異なった対応が求められていることから、国土交通省においては、予備費において調査費を計上し、被災地の早期の復旧・復興のため、国が緊急的に調査・検討を行い、被災地域の復旧・復興の方針を示す予定としている。

